

第1 監査の請求

1 請求人

省略

2 請求書の受付

請求書の提出日は、平成30年2月2日で、同日これを受け付けた。

3 請求の内容

請求人提出の請求書による主張事実の趣旨及び措置要求は次のとおりである。
(原文のとおり。ただし、項目番号の付け替え等を行った。)

(1) 請求の趣旨

中島用悪水路土地改良区（以下「同改良区」という）に係る幸手市の補助金の受給に関して、幸手市補助金等の交付に関する規則及び幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱の規定に違反しており、幸手市の同改良区に対する補助金支出は違法である。

〈参考〉 幸手市補助金等の交付に関する規則（抜すい）

幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱（抜すい）

(2) 請求の理由

平成28年度の同改良区の幸手市の補助金の受給に関して、次のとおり規則又は要綱違反があり、また幸手市は要綱違反の補助金交付決定をしており、違法である。

ア 土地改良事業補助申請書（資料1）に関する違法行為

(ア) 申請年月日と事業着手日について

- ・申請日は平成29年3月6日であるのに、事業着手日は11か月前の平成28年4月5日である。すべての事業は平成29年2月28日には事業完了している。
- ・これは、上記要綱第3条第2項の提出期限の規定（証1）に明白に違反している。

(イ) 申請者は虚偽公文書作成及び同行使であること

- ・これは同改良区違法申請の核心である。

- ・事業数は4件、設計委託料1件であるが、事業のうち中新田堰補修整備工事及び設計委託料については、国県の補助金を含む土地改良施設維持管理適正化事業（合わせて13,294,800円）であることを、証3で示すとおり、同改良区は明確に理解していながらこの2つの事業を含めて、全ての事業を合算して、19,370,880円を土地改良区単独事業として交付申請している。（資料1）
- ・この違法な交付申請の結果、同改良区には、635万円が違法に交付され3,311,960円が過剰であった。（資料2）

	適法な申請	違法な申請
A 補助金単独事業	6,076,080 円	19,370,880円（左のA+B）
B 適正化事業（国県）	13,294,800 円	違法に得た補助金D
C 適法な補助金	3,038,040 円（Aの半額）	6,350,000 円
C - D =	3,311,960 円	

- ・さらに、この申請書の中「収支予算書」には、幸手市からの補助金の他には改良区費13,020,880円とあるのみであるが、同改良区には、国県より8,100,000円が交付されることになっている（証4）のに、この記載を意図的に欠落させている。これは、同一事業について、国県に適正化事業として交付金を受けることになっているのに、この交付金の存在とすべての事業を単独事業として幸手市に交付申請することが、完全に矛盾することを同改良区が認知しているからであり、これは明確な虚偽記載である。

イ かんがい排水事業実績報告書（資料2）に関する違法行為

（ア）実績報告日と事業完了日について

- ・規則第9条（証2）では、事業完了後1月以内の実績報告を提出しなければならないとなっているが、事業完了日が平成29年2月28日に対して実績報告は平成29年4月20日であり、51日後の事業報告となっており同規則第9条違反である。

（イ）申請書と同様の虚偽公文書作成及び同行使であること

- ・国県から特別交付金を含めて8,208,000円が交付されているが、実績書でも改良区費13,020,880円とあるのみであり、国県からの交付金の記載を意図的に欠落させており、明確な虚偽記載である。

ウ 契約書の有印公文書偽造及び同行使に関する行為

(ア) 建設工事請負契約書（資料3）について

- ・この契約書は、元々は国県に交付金を求める土地改良施設維持管理適正化事業の契約書であったが、同改良区は工事名の箇所にシールを貼り、「平成28年かんがい排水事業中新田堰補修整備工事」という土地改良区単独事業としたものである。
- ・文字の印字が相違しており、文字列がやや右方上がりとなっており、シール貼りをうかがわせるに十分である。
- ・これは、有印公文書偽造及び同行使であり、幸手市補助金を詐取しようとした意志は明白であるとともに、犯意は悪質である。

(イ) 業務委託契約書（資料4）について

- ・これも上記（ア）と同様の違法行為であり、適正化事業の受託契約書を土地改良区単独事業としてのかんがい排水事業とするためシール貼り行為をしたものである。有印公文書偽造及び同行使により幸手市補助金を詐取しようとした意図は明白であり、犯意は悪質である。

エ 同改良区が違法行為を認識していたことを示す傍証

(ア) 証5 平成28年度事業計画書（案）について

ここでは、同改良区として、改良区単独事業と適正化事業とを明確に区分していることが示されている。

(イ) 証6 平成19年度第3回役員会次第について

ここでも、同改良区として、改良区単独事業と適正化事業とを明確に区分していることが示されている。

オ 総括

- (ア) 国県にしても、また幸手市の補助金も、その基は国・県・市民の貴重な税金であり、幸手市の補助金交付事務は、正確性、合理性、公平性、公正性が厳しく貫かれなければならない。

- (イ) 同改良区は、土地改良区法に基づき設立された法人であり、公共組合

の性格を有している。事業の執行には、公費の投入が重要な要素になっており、その職員は、補助金の支出される仕組みには熟知して居るべき立場にある。事業による補助率の相違を十分に認識していることは、既に論証した通りであるが、その上で、虚偽公文書作成及び同行使、契約書の有印公文書偽造及び同行使など、悪質な違法行為を行っている。

(ウ) これに対して、同改良区の補助申請を審査し交付する側の幸手市の農業振興課が、安易に漫然と審査し交付決定に至り、幸手市民に大きな損害と行政不信を招いたことは、誠に残念である。

(エ) 私共監査請求者は、情報公開条例に基づく過去5年間の同改良区補助金に関する書類、10年以上にわたる同改良区総代会資料等を基に調査したが、今回は監査請求期限上有効な平成28年度の同改良区の幸手市補助金の交付申請及び実績報告分について監査請求するものである。

(オ) (エ) に示した資料等に基づき、私共監査請求者の試算では、同改良区は平成19年度以降の10年間に、幸手市から2千3百万円を超える巨額の補助金を詐取している。

(3) 以上(1)～(2)の記述を基にして、監査委員に対して、次の項目について適切に対応することを求める。

ア 同改良区に対して、先の示したとおり様々な違法行為を駆使して、幸手市から違法に補助金を詐取したことについて、同改良区の組織体制上の問題点と担当職員の職務遂行上の問題点等について、徹底した説明をするとともに、再発防止を含めた根本的な改善策を提出させること。

イ 幸手市農業振興課に対して、同改良区の単純で明白な違法行為を長い年月の間、安易に漫然と審査し交付決定し、幸手市民に大きな損害と行政不信を招いたことについて、組織体制上の問題点と担当職員の職務遂行上の問題点等について、徹底した説明をするとともに、再発防止を含めた根本的な改善策を提出させること。

ウ 同改良区に対して、同改良区が違法に受領していた過剰な補助金について、正しく精査し、法的に可能な最大限の金員を幸手市に返還するよう適切な措置を行うこと。

別添事実証明書

- 証 1 幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱（抜すい）
- 証 2 幸手市補助金等の交付に関する規則（抜すい）
- 証 3 平成28年度第 5 回役員会次第
- 証 4 中島用悪水路土地改良区一般会計予算書
- 証 5 平成28年度事業計画並びに一般会計及び特別会計収支予算（案）の議決
について
- 証 6 平成19年度第 3 回役員会次第
- 資料 1 土地改良事業補助申請書
- 資料 2 平成28年度かんがい排水事業実績報告書
- 資料 3 建設工事請負契約書
- 資料 4 業務受託契約書

追加提出された資料

- ・ 中島用悪水路土地改良区補助事業交付経緯
- ・ 補助事業総額
- ・ 補助金総額
- ・ 市補助金の過剰額

第 2 請求の要件審査

平成30年 2 月 7 日、監査委員会を開催し、本請求が地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める要件を備えているか審査を行った。

法第 242 条第 1 項は、「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

このことは、住民に対し、当該地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の

違法若しくは不当行為又は怠る事実等があると認めるときは、その監査を行い、当該行為の防止、是正の措置等をとることを監査委員に請求することができると規定されたものである。

したがって、制度上、住民監査請求の対象は、地方公共団体の長又は職員等による個別的、具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限られており、それ以外の非財務的な事項についてまで対象とするものではない。

また、住民監査請求の対象とする当該行為等は、監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して個別的、具体的に示すことを要し、さらに当該行為等の違法性、不当性について単なる憶測や主観だけでなく具体的かつ客観的な根拠を示して、初めて請求の要件を満たすものと解されるものである。

1 請求人の要求

本件請求は、幸手市長が中島用悪水路土地改良区（以下「同改良区」という。）に支出した補助金は、幸手市補助金等の交付に関する規則及び幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱の規定に違反していると請求人が個別的、具体的に主張しており、幸手市長に対し、問題点の解明、再発防止、補助金の返還について適切に対応することを求めていることから、次に記載するものを除き、法第 242 条第 1 項に定める要件を備えているものと認め、受理することとした。

2 第 1 の 3 請求の内容（3）に記載された以下の事項

同改良区に対して、先の示したとおり様々な違法行為を駆使して、幸手市から違法に補助金を詐取したことについて、同改良区の組織体制上の問題点と担当職員の職務遂行上の問題点について、徹底した解明をするとともに、再発防止を含めた根本的な改善策を提出させること。については、同改良区に対して組織体制及び担当職員の職務遂行上の問題点の解明、改善策の提出を要求するものであり、長又は職員等に対し期間を示して財務会計上の必要な措置を講ずるべきことを勧告するものではない。

したがって、この要求は、法第 242 条第 1 項の要件を欠く不適当なものであり却下する。

また、陳述において住民監査請求書に記載されている措置請求内容の範囲を超えて請求する事項についても、本件の対象から外すものと判断した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

同改良区が実施した平成28年度かんがい排水事業に係る土地改良事業関係補助金の支出のうち、請求人が住民監査請求において摘示し法第242条第1項の要件を満たしているものを監査対象事項とした。

2 監査対象機関

建設経済部農業振興課（以下「農業振興課」という。）を監査対象機関とした。

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年2月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠及び請求人からの陳述があった。

また、平成30年2月28日及び平成30年3月14日に農業振興課の陳述の聴取及び調査を行った。

(1) 請求人 早川智の陳述

ア はじめに

土地改良区は、土地改良法に基づき土地改良事業を施工することを目的に設立された団体であり、その職員は高い倫理性が求められている。また、その事業は公共性を有し、国県市などから手厚い補助がなされている。

本件の土地改良区の事業のうち、補助事業は国県から60%以内の交付金、市からは10%以内の補助が、また、単独事業では、市から50%以内の補助が、予算の範囲内で公費によりまかなわれている。この公費は市民の貴重な税金であり、公共性、正確性、合理性、公平性、公正性の原則により厳密に行われなければならない。

これまでの、市から同改良区への補助金額については、平成28年度の

635万円及び平成25年度分を除いては、交付決定の基礎となる補助事業費が年度または事業種別ごとに大きく変動しているにも関わらず、ほぼこの10年間毎年度528万円と一律に補助金が交付されている。このことは指定補助があたかも一般補助のように前年踏襲で取り扱われ、補助金の基本原則が重視されていないと理解される。

イ 同改良区側の悪質行為

市補助申請書は不実記載を伴う有印公文書偽造及び同行使である。事業件数5件のうち2件は適正化事業であるにも関わらず全て単独事業として補助申請をした。結果として違法に331万円を市から補助金を受け取っている。

また、補助金収支予算書には、同改良区一般会計予算書に計上されていた適正化事業補助金810万円を意図的に欠落させている。単独事業として申請するため収入科目の改良区費に含めて1,302万880円で計上している。

また、推測であるが年度末申請のためか、当初予算額に市の交付決定額を事前に把握し635万円を計上しているなど不実記載を行っている。

さらに、建設工事請負契約書、業務受託契約書の業務名をシールで改ざんし単独事業を装い補助申請をしている。

ウ 杜撰な申請手続き

平成28年度補助申請日は事業着手日の11カ月後に行われている。事業完了日は補助申請日の1週間早い日付である。また、年度末に補助申請する方式は平成24年度から一貫している。補助申請から実績報告まで馴れ合いの事務手続きであることが明らかである。

エ 同改良区の諸問題

理事長は毎日新聞社の取材に対して、補助率に違いがあることを知らなかったと正直に答えている。通常の組織ならば他の理事から不祥事について謝罪させるなどの対応すべきことがなされていない。組織のガバナンス力が欠如している。

ベテランの担当事務職員が組織を統括し、職員と理事の関係が逆転していると聞き及んでいる。組織のヒエラルキーが逆転しているようである。

同改良区の事務処理が日常的に適正に行われているか。議事録、帳票、

現金出納簿、預金通帳が適切に整理されているか。補助金の経理については、幸手市補助金等の交付に関する規則第8条に定められている。監査委員は同改良区の書類の整理が正確になされているか確認する義務がある。

同改良区で執行されている事業費の多くが公費で賄われている。同改良区は、見積りにあたり施工業者の言いなりになっていないか。特定の業者に偏っていないかなどについて適切に対処して頂きたい。また、代替業者がある場合は出来るだけ競争入札により経費の削減に努めるべきである。

市から違法に得た補助金により、浮いた改良区費の扱いについて同改良区は明らかにすべきだ。

オ 農業振興課の諸問題

関係書類を付け合せるなど、市担当職員に少し注意力があれば、同改良区の不実記載、文書偽造は見抜けたはずである。共謀とまでは言わないが、同改良区と農業振興課が支えあった違法行為であると考え。監査委員に両者の馴れ合いの実態関係について、究明して欲しい。

関係した部長、課長、担当者は、職務上の注意義務を怠り幸手市補助金等の交付に関する規則に違反して違法に2,000万円以上を同改良区に支出した。二度とこのような不祥事を起こさないよう地方公務員法の規定のとおり関係職員は懲戒処分されるべきだ。

カ 違法補助金の返還

市の調査報告書の内容は、同改良区は幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱を把握していない、違法という言葉を使わないことで統一され真相を遠いところで決着させようとしている。これは、刑事訴訟法第239条第2項に規定する公務員の告発義務逃れのためである。今後、いつからこの違法状況を把握していたのか、誰が把握していたのか。返却されれば問題解決なのか、監査委員の対応に期待する。

監査委員は過去10年間の単独事業の実績を調査すると共に、実態に則した補助金額を計算し、その差額を計算していただきたい。また、同改良区は適正化事業分として市補助金10%を交付されていないので、返還金からその分を差し引くことを考慮して欲しい意向である。しかし、違法申請をしておきながら、この要求は断じて認められることではない。

キ 住民監査請求をせざるを得なかった事情

市議会が執行機関のチェック機能を果たしていない。悪質な違法行為に対して少数の議員が問題を問うているが、他の議員はだんまりを決め込んでいる。議会として正面から取り組んでいない。徹底した再発防止策を執行部に求める姿勢がない。議会が機能していないため、市政を正す最終手段として住民監査請求を行った。

ク 監査委員に対する措置要求事項

違法支出は構造的問題があると認識している。長い間ひとつのパッケージシステムとして行われてきた違法行為の背景には組織体制、職務規律、職員の倫理性、勤勉性が歪んでいる。

同改良区に対しては、理事長以下職員の指揮命令系統を正常に戻し、組織上の問題点を洗い出し、組織を立て直し、改善計画を出させること。

事務を正常に機能させるため、事業運営書類の整理保存に対する改善計画を出させること。

担当職員に対し悪質違法行為をした動機の解明、他者の関与の有無なども含め反省を求めると共に改善策を出させること。

監査委員はこのようなことが2度と起こらないよう再発防止策を勧告して欲しい。

また、農業振興課は悪質な行為を見抜けなかったこと。同改良区に対して申請から実績報告までの日付の関係や事務処理について注意指導をしなかったこと。仮に補助金が返還されても、市の過失度は小さなものではない。悪質単純な違法行為を長い間、漫然と審査し交付決定し2,000万円を超える損害、行政不信を招いた関係職員の責任は重い。監査委員は、市長に対して関係職員の懲戒処分について軽重を審査して勧告して欲しい。組織体制上の問題点、担当職員の職務遂行上の問題点の解明、職員の再教育、再発防止の改善策を出させること。

ケ 補助金の返還

同改良区に対し監査委員は改めて市に返還すべき金額を精査し法的に訴求可能な最大限の金額を減額することなく市に返還するよう適切な措置を講じること。

コ 結び

今後、補助金の返還が行われ、再発防止策が提出された段階において市長からお詫びと再発防止策について公式声明を出すよう監査委員は勧告すること。

監査期間60日間の制約条件により監査結果が不十分になることを憂慮する。60日間は別にし、50日程度で中間報告、その後期間延長の協議を提案する。十分に成果が出た段階で最終報告していただきたい。

監査結果に対して不満があるときは、内容の度合いに応じて住民訴訟、刑事告発などの法的手段を視野に入れていることを申し添える。

(2) 農業振興課の陳述の要旨等

ア 総論

(ア) 幸手市土地改良事業関係補助金制度について

補助金の趣旨・制度

幸手市土地改良事業関係補助金制度は、農業生産基盤の整備を図るため、土地改良事業を行う土地改良区及び市長が適当と認める団体に対し、当該事業の予算の実施に要する経費について、当該年度予算の範囲内において補助金を交付するものである。

イ 請求人の主張に対する意見

(ア) 土地改良事業補助申請書に関する違法行為

a 請求人は、土地改良事業補助申請書において、申請年月日と事業着手日に着目し違法を主張している。

その理由として、申請年月日が平成29年3月6日であるのに対し、事業着手日は11か月前の平成28年4月5日である。そして、すべての事業は平成29年2月28日には事業完了している。

このことは、幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱第3条第2項の提出期限の規定に明白に違反していると主張している。

幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱では、具体的な補助申請をする期限について規定されていないが、一般的に補助申請は、工事開始前に提出することが適切なものと認識しているため、同改良区に対

して補助申請書提出の時期を早めるよう指導してきたところであったが、改善が図られなかった。

b 請求人は、補助申請書は虚偽公文書作成及び同行使であると主張している。

その理由として、事業数は4件、設計委託料1件であるが、事業のうち中新田堰補修整備工事及び設計委託料については、国県の補助金を含む土地改良施設維持管理適正化事業（合わせて1,329万4,800円）であることを（証3）で示すとおり、同改良区は明確に理解していながらこの2つの事業を含めて、全ての事業を合算して、1,937万880円を土地改良区単独事業として補助申請している。（資料1）この違法な補助申請の結果、同改良区には、635万円が違法に交付され331万1,960円が過剰であった。

さらに、この申請書の中「収支予算書」には、幸手市からの補助金の他には改良区費1,302万880円とあるのみであるが、同改良区には、国県より810万円が交付されていることになっている（証4）のに、この記載を意図的に欠落させている。これは、同一事業について、国県に適正化事業として交付金を受けることになっているのに、この交付金の存在とすべての事業を単独事業として幸手市に補助申請することが、完全に矛盾することを同改良区が認知しているからであり、これは明確な虚偽記載であると主張している。

市は、平成30年2月8日に改めて同改良区関係者からの聴取において、次のとおり確認した。同改良区が実施する事業の中に国県の補助金の対象となるものがあったことは知っていたが、幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱に規定される補助率の差違については知らなかった。より多くの補助金の交付を受けられるよう組織としてまた個人として市を欺く意図はなかったと説明を受けた。

今回の調査等を通じて、市が交付したかんがい排水事業補助金は、その全額を同改良区のかんがい排水事業の執行に充てられたものと判断で

きるが、故意に不適正な補助申請がなされたことを十分に示すに足る資料及び事実は確認されなかった。過多となった補助申請が故意によるものであることを客観的に示すことが困難である以上、同改良区は、国県の補助事業と土地改良区単独事業において幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱に定める補助率に差違があることを知らずに、全てのかんがい排水事業について一律に補助申請及び実績報告を行ってきたものと推定した。

(イ) かんがい排水事業実績報告書に関する違法行為

- a 請求人は、かんがい排水事業実績報告書において、実績報告日と事業完了日に着目し違法を主張している。

その理由として、幸手市補助金等の交付に関する規則第9条（証2）では、事業完了後1月以内に実績報告を提出しなければならないとなっているが、事業完了日が平成29年2月28日に対して実績報告は平成29年4月20日であり、51日後の事業報告となっていることから幸手市補助金等の交付に関する規則第9条違反であるとの主張をしている。

幸手市補助金等の交付に関する規則第9条は、「指定補助にあつてはその事業が完了した後1月以内に、補助決算報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が、特別の事情があると認めた場合、報告期限を延長することができる。」と規定されている。請求人は事業完了日を工事完了日であると主張しているが、一般的には施工業者への支払いが完了した日をもって事業完了日とされている。今回、支払完了日が平成29年4月14日であることから実績報告は1月以内である。

- b 請求人は、実績報告書は虚偽公文書作成及び同行使であると主張している。

その理由として、国県から特別交付金を含めて820万8,000円が交付されているが、実績書でも改良区費1,302万880円とあるのみであり、国県からの交付金の記載を意図的に欠落させており、明確な虚偽記載であると主張している。

このことについては、上記（ア）bで陳述したとおりである。繰り返しとなるが、同改良区が実施する事業の中に国県の補助金の対象となるものがあったことは知っていたが、幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱に規定される補助率の差違については知らなかった。より多くの補助金の交付を受けられるよう組織としてまた個人として市を欺く意図はなかったと説明を受けた。

今回の調査等を通じて、市が交付したかんがい排水事業補助金は、その全額を同改良区のかんがい排水事業の執行に充てられたものと判断できるが、故意に不適正な補助申請がなされたことを十分に示すに足る資料及び事実は確認されなかった。過多となった補助申請が故意によるものであることを客観的に示すことが困難である以上、同改良区は、国県の補助事業と土地改良区単独事業において幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱に定める補助率に差違があることを知らずに、全てのかんがい排水事業について一律に補助申請及び実績報告を行ってきたものと推定した。

（ウ）契約書の有印公文書偽造及び同行使に関する違法行為について

請求人は、建設工事請負契約書及び業務委託契約書において、文字の印字の相違に着目し違法を主張している。

その理由として、この契約書は、元々は国県に交付金を求める土地改良施設維持管理適正化事業の契約書であったが、同改良区は工事名の箇所シールを貼り、「平成28年度かんがい排水事業中新田堰補修整備工事」という土地改良区単独事業としたものである。文字の印字が相違しており、文字列がやや右方上がりとなっており、シール貼りをうかがわせるに十分である。これは、有印公文書偽造及び同行使であり、幸手市補助金を詐取しようとした意思は明白であるとともに、犯意は悪質であると主張している。

（エ）同改良区が違法行為を認識していたことを示す傍証

請求人は、平成28年度事業計画書（案）及び平成19年度第3回役員会

次第に着目し傍証を主張している。

その理由として、同改良区として、改良区単独事業と適正化事業とを明確に区分していることが示されていると主張している。

上記、(ウ)契約書(エ)事業計画書及び役員会次第書について、平成30年2月8日に同改良区関係者からの聴取において、次のとおり確認した。

契約書の工事名又は業務名にシール貼りがなされていたこと、市に報告されたものと原本の工事名又は業務名に相違が見られたことについては、理事長をはじめ役員は、そのことについて知らなかった。また、事務職員からは、同改良区が実施する事業は、すべてかんがい排水事業として市に提出する認識でいた。別に面談をした際には、契約書等を偽造した意識はなく、わかりやすい表示にしたためであると説明を受けた。

4 監査対象機関の説明

農業振興課からの前記の陳述と合わせ、書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係を確認するため平成30年2月28日及び3月14日に監査を実施し、以下の説明があった。

(1) 土地改良事業補助申請から補助金交付日までについて

平成29年3月6日、同改良区からかんがい排水事業の実施についての土地改良事業補助申請書が提出された。同年3月10日、同改良区に対し土地改良事業補助交付決定通知をした。同年3月29日同改良区に対し6,350,000円を交付した。同年4月20日、同改良区からかんがい排水事業実績報告書が提出された。

(2) 土地改良施設維持管理適正化事業の確認について

- ・事業補助申請書を受領する際、当該事業に対する国県等の補助対象事業の有無について、同改良区の担当職員に対して口頭で確認した。
- ・同改良区は、適正化事業の交付を受けたことによって、幸手市土地改良事業関係補助金の補助率に差違があることを知らなかった。

(3) 契約書の偽造について

建設工事請負契約書の原本を確認したところ、工事名欄に「平成28年度かんがい排水事業中新田堰補修整備工事」と記載したシールが貼付されており、その写しが幸手市に提出された。

また、業務受託契約書の原本についても同様に、事業名の欄に「平成28年度かんがい排水事業」と記載したシールが貼付されており、その写しが幸手市に提出された。なお、シール貼付前はどちらも「土地改良施設維持管理適正化事業第39期生」と記載されていた。

契約書へのシール貼付については、指摘されて初めて気づいたもので、書類のコピーではそのことに気づくことができなかった。

(4) 過去に支給した補助金の精査について

工事箇所については、全ての現地調査を行うと共に過去10年間分の補助金関係書類の提出を求め返還額を算出した。今後、同改良区に対し過多となった補助金分の返還を求める事とした。

5 事実関係

監査対象事項について関係書類の調査並びに農業振興課に対する監査により、次の事項を確認した。調査の結果、以下の事実が認められた。

(1) 平成28年度幸手市土地改良事業関係補助金及び土地改良施設維持管理適正化事業等の交付額について

・平成28年度幸手市土地改良事業関係補助金	6,350,000円
・土地改良施設維持管理適正化事業交付金等	8,208,000円
※(内訳)・適正化事業交付金	8,100,000円
・特別交付金	108,000円

(2) 補助申請書及び実績報告書の提出期限等について

ア 土地改良事業に係る補助金については、幸手市補助金等の交付に関する規則及び幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱に基づき交付している。

幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱及び幸手市補助金等の交付に関する規則の規定は次のとおりである。

- ・幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱 第3条第2項

「前項の申請書の提出期限は、市長が毎会計年度に定める日までとする。」

- ・ 幸手市補助金等の交付に関する規則 第4条第1項

「補助金を受けようとする者は、補助金交付申請書に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。」

- ・ 幸手市補助金等の交付に関する規則 第4条第1項第2号

「指定補助にあつては、補助を受けようとする事業の名称、事業概況書及び見積書」

- ・ 幸手市補助金等の交付に関する規則 第5条

「市長は、前条の申請書又は変更申請書を受理した場合は、事業の内容、収支の状況等を審査し、公益上補助する必要があると認めるときは予算の範囲内において補助するものとする。」

イ 工事着手日から実績報告書提出日までについては、次のとおりである。

- ・ 工事着手日 平成28年4月5日
- ・ 工事完了日 平成29年2月28日
- ・ 補助申請日 平成29年3月6日
- ・ 交付決定日 平成29年3月10日
- ・ 補助金交付日 平成29年3月29日
- ・ 同改良区における工事費支払完了日
平成29年4月14日
- ・ 実績報告書 平成29年4月20日

ウ 土地改良事業関係補助金における補助率の違いについて

補助対象事業及び補助率に係る幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱の規定は次のとおりである。

- ・ 幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱 第2条第2項

「補助事業の採択基準及び補助率は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。」

別表（抜粋）

事業の区分	採択基準	補助率
1 かんがい排水事業	かんがい排水施設の新設、廃止又は変更等であつて、	(1) 当該補助事業費の50%以内

	受益面積が 2ha 以上のもの	(2) 国県の補助対象事業については、国県補助とは別に 10% 以内
--	-----------------	------------------------------------

(3) 同改良区が作成した各種書類について

ア 収支予算書（資料1 補助申請書添付資料の収支予算書）

収支予算書の収入の部に、適正化事業等の 820 万 8,000 円の記載漏れの指摘について、幸手市の補助金以外の収入は、すべて改良区費に含めて計上されていた。

イ 平成28年度かんがい排水事業実績報告書（資料2）

かんがい排水事業実績報告書の「2 補助事業の成果」の表のうち、負担区分の補助金欄に適正化事業の交付金額が記載されていないことについては、上記（3）アと同様に、改良区費の中に含めて計上されていた。

第4 監査の結果

請求人から提出された請求書、請求人及び執行機関の陳述、実施した監査及び調査内容を踏まえ、監査対象としたものについて、合議により次のとおり決定した。

1 監査対象事項についての判断

(1) 土地改良事業補助申請書に関する違法行為の主張について

請求人は、土地改良事業補助申請書において、申請年月日と事業着手日に着目し違法を主張している。

その理由として、補助申請年月日が平成29年3月6日であるのに対し、事業着手日は11か月前の平成28年4月5日である。そして、すべての事業は平成29年2月28日には完了している。

このことは、幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱第3条第2項の提出期限の規定に明白に違反していると主張している。

幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱は、補助申請書の提出期限を明確に定めていない。しかし、原則的には、少なくとも工事開始前が適当であろうと考える。同改良区は申請時期を早めるよう指導されていたにも関わらず改善がなされなかったことは遺憾である。しかしながら、幸手市土地改良事

業関係補助金交付要綱に明確な定めがない以上、不適當な補助申請ではあるが直ちに違法とまでは言えない。このことは、平成元年7月11日東京高等裁判所判決において、「市が社会教育団体に対してした補助金の交付決定が、市の補助金交付要綱に違反するものであっても、同要綱は、行政当局が行政の指針として制定する内部的規律であって、それ自体法規としての性質を持つものではないことから、直ちに違法となるものではない。」と判示されている。（平成元年7月11日東京高等裁判所 昭和63（行コ）58 補助金交付決定取消等請求控訴事件）

以上の理由により、幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱第3条第2項に明白に違反しているとの主張は認められない。

(2) かんがい排水事業実績報告書に関する違法行為の主張について

請求人は、かんがい排水事業実績報告書において、実績報告日と事業完了日に着目し違法を主張している。

その理由として、幸手市補助金等の交付に関する規則第9条（証2）では、事業完了後1月以内に実績報告を提出しなければならないとなっているが、事業完了日が平成29年2月28日に対して実績報告は平成29年4月20日であり、51日後の事業報告となっていることから幸手市補助金等の交付に関する規則第9条違反であるとの主張をしている。

請求人は事業完了日を工事完了日であると認識しており幸手市補助金等の交付に関する規則第9条違反であるとの主張をしている。

しかし、一般的には工事費の支払日をもって事業完了とするものである。

従って、本事業に係る事業費の全額が施工業者に支払われた日が平成29年4月14日であることから、実績報告が提出された平成29年4月20日は1月以内である。

以上の理由から、請求人のかんがい排水事業実績報告書の幸手市補助金等の交付に関する規則第9条違反であるとの主張は認められない。

(3) 補助申請書、実績報告書は虚偽公文書作成及び同行使であるという主張について

その理由として、補助申請書の事業数は4件、設計委託料1件であるが、

事業のうち中新田堰補修整備工事及び設計委託料については、国県の補助金を含む土地改良施設維持管理適正化事業（合わせて1,329万4,800円）であることを、証3で示すとおり、同改良区は明確に理解していながらこの2つの事業を含めて、全ての事業を合算して、1,937万880円を土地改良区単独事業として補助申請している。

補助申請書について、国県から特別交付金を含めて820万8,000円が交付されているが、実績書でも改良区費1,302万880円とあるのみであり、国県からの交付金の記載を意図的に欠落させており、明確な虚偽記載であると主張している。

農業振興課が調査した結果、同改良区は、事業の一部が適正化事業の対象であることは知っていたが、幸手市土地改良事業関係補助金交付要綱との補助率に違いがあることを知らず、より多くの補助金の交付を受けようとする意図はなかったと説明を受けている。また、故意に不適正な補助申請がなされたことを十分に示すに足る資料及び事実も確認できなかった。

このことから、農業振興課は同改良区が実施した事業はすべて目的に沿っており、市が交付したかんがい排水事業補助金は、その全額が同改良区の実施したかんがい排水事業の執行に充てられたものと判断した。また、同改良区は埼玉県監査を受けており、使途不明金は確認されていない。

この報告を踏まえ、農業振興課の監査を実施した結果、関係書類の確認及びヒアリングにおいて故意に不適正な事務処理を行ったことを客観的に示す資料、事実を確認することができなかった。

これらを総合的に判断すると同改良区の補助申請及び実績報告書は明らかに意図した虚偽記載があったとは認められない。

以上の理由により、虚偽公文書作成及び同行使であるとの請求人の主張は認められない。

(4) 補助金の返還措置及び問題点の解明、再発防止の措置について

請求人は、同改良区が違法に受領していた補助金について、正しく精査し、法的に可能な最大限の金員を幸手市に返還するよう適切な措置を行うよう主張している。

また、組織体制上等の問題点の解明、再発防止を含めた根本的な改善策を提出するよう主張している。

農業振興課は、同改良区に対して過去10年間分の関係書類の要求及び工事箇所全ての現地確認を行い、補助金を精査し返還額を算出した。また、同改良区側も補助金の申請に故意はなかったものの事務処理が不適切だったことを認めている。このことから、農業振興課に速やかに返還の請求を求めるよう口頭で指摘した。その結果、3月7日過多となった補助金の返還金請求を行い、3月27日返還金の振込み手続きがなされたことが報告された。

また、市長は今回の事務手続きの瑕疵を真摯に受け止め、今後はより厳密に事務に当たるべく、補助金事務の研修会の開催、事務処理チェックリストの導入、事務決裁規則の改正など具体的な再発防止策を組織を挙げてなされており、迅速な対応であると判断できる。

以上の理由により、請求人の市に対する補助金の返還措置及び再発防止策の要求は、すでにその理由を失っている。

2 結論

以上述べたとおり、請求人の主張は認められないものと判断し、本請求を棄却する。

3 意見

本請求については、棄却としたが、今後の補助金事務については、書類審査の厳格化及び他の補助制度の情報収集の徹底等、より厳しい認識をもって執行に努められたい。